



女性

誰もが性別により差別されることなく、その能力を十分に発揮できるような環境整備が進められていますが、依然として、雇用機会や待遇などの面で、男女間の格差が存在したり、様々な分野における政策・方針決定過程への女性の参画が十分でないなど、男女共同参画が進んでいない状況があります。

また、性犯罪・性被害、夫・パートナーからの暴力、職場などにおけるセクシュアルハラスメントなど、人権を侵害する事案も発生しています。

誰もが互いに人権を尊重し、能力を十分に発揮することができる社会づくりが必要です。

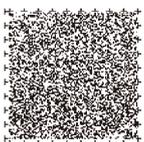
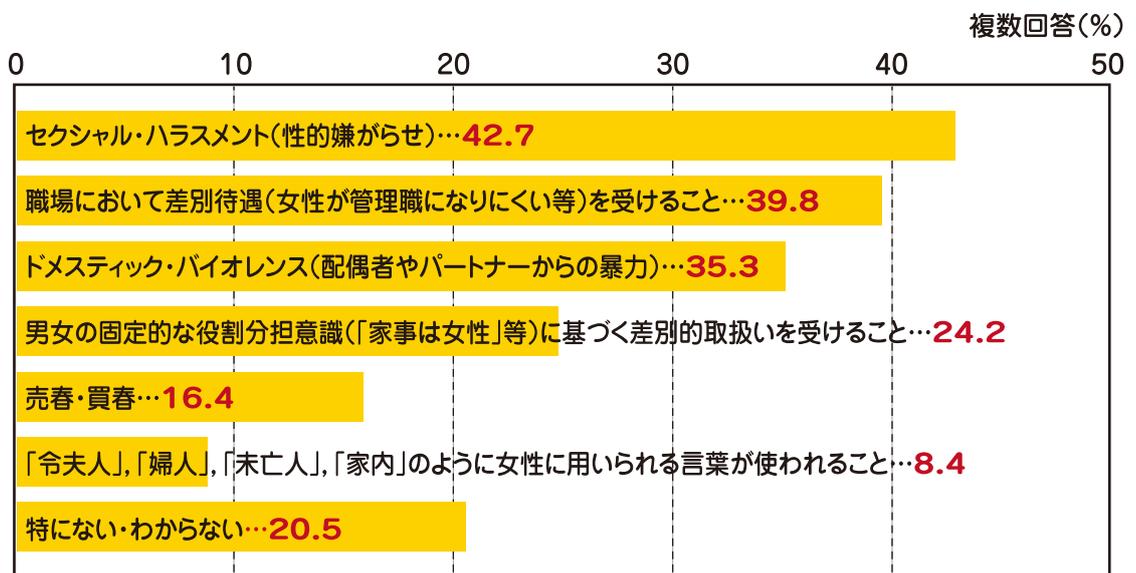
男女共同参画の推進

本県では、男女が、互いの違いを認め合い、互いに人権を尊重しながら、その個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野において共に参画し、責任も分かち合うことのできる男女共同参画社会の実現を目指しています。

性別に関わりなく誰もが個性と能力を十分に発揮するためには、例えば、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」というような男女の役割を固定的に捉える意識にとらわれることなく、家庭、学校、職場、地域などの社会のあらゆる分野において、誰もが共に参画し、責任を分かち合い、お互いに協力することが必要です。

また、暴力的行為や性的な言動による精神的苦痛を与える行為などにより個人としての尊厳や人権を損なうことのないようにしなければなりません。

●女性に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか？



資料：内閣府「人権擁護に関する世論調査」(平成24(2012)年)

職場における女性の活躍推進

●女性の職業生活における活躍の推進

様々な職場において女性の活躍が進むことは、性別に関わりなく誰もが仕事と生活の充実を
 図りながら暮らすことができる社会の実現にもつながります。

また、生産年齢人口の減少が予測され、地域経済の活力低下が懸念される中、より多様な人
 材の能力を生かしていく観点からも、女性の活躍が一層期待されています。

平成27(2015)年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立し、女
 性活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表、女性の職業選択に資する
 情報の公表が事業主に義務付けられました。(国、地方公共団体、民間企業等[常時雇用労働者
 300人以下の場合は努力義務])

●働きやすい職場環境づくり

女性の就業率は上昇傾向にある中で、女性が能力を十分に発揮し、安心して働き続けること
 ができる職場環境づくりを進めることは、働く女性のためだけでなく、働く人すべての労働意欲
 の向上や人材確保、企業の業績向上、イメージアップなどにもつながります。

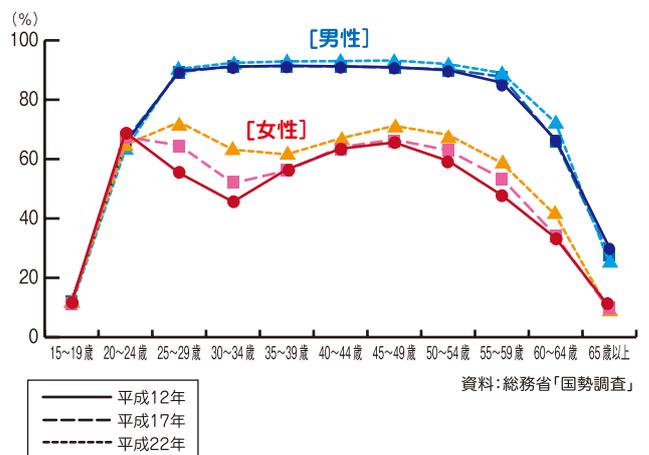
また、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」、「育児休
 業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」が改正され、平成29
 (2017)年1月から新たに妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントについても防止措置を
 講じることが事業主に義務付けられています。

男性の家事や育児・介護などへの 参画促進

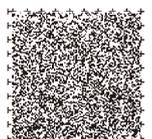
●女性の活躍を進めるためには、男性も主
 体的に家事・育児等に参画することができ
 る職場環境の整備が重要です。

●本県では、仕事と暮らしのどちらも充実で
 ける社会を目指して、「働き方改革」に取り組
 むとともに、男性従業員の育児休業取得促
 進に取り組むことを宣言した企業を登録す
 る「イクメン休暇応援制度」や「いきいきパパ
 の育休奨励金」などにより、男性も育児休業
 を取得しやすい職場環境づくりを進めてい
 ます。

●広島県年齢階層別就業率の状況<H12~H22>

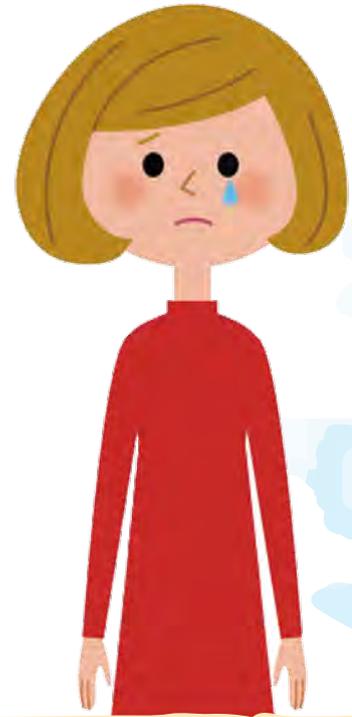


女性は30代が谷のM字カーブ。就業率は
 上昇傾向だが、出産を機に約5割が離職。





女性



ディー プィ し DVを知っていますか？

●DV(ドメスティック・バイオレンス)とは？

配偶者や恋人、パートナーなど親密な関係にある、又はあった者から振られる暴力をDVといい、被害者の多くは女性です。

DVは、「犯罪」となる行為をも含む重大な人権侵害です。

DVをなくすためには、私たち一人ひとりが、暴力を許さないという意識を強く持つことが大切です。

これらの行為も「DV」です！

身体的なもの

- 平手でうつ、足で蹴る
- 物を投げつける
- 髪をひっぱる など

精神的なもの

- 大声でどなる
- 殴るふりをして脅かす
- 交友関係や電話を細かく監視する
- 何を言っても無視して口をきかない など

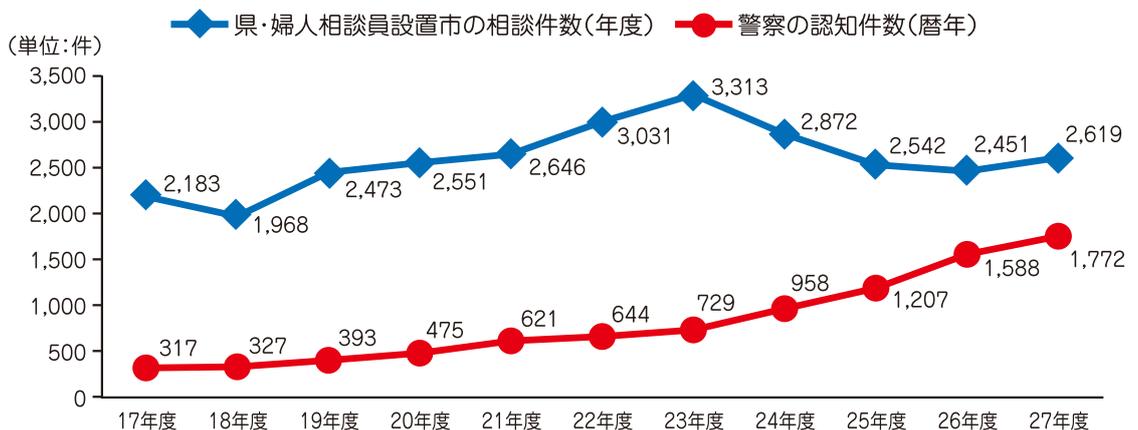
性的なもの

- 見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌を見せる
- 性行為を強要する
- 避妊に協力しない など

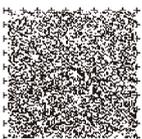
経済的なもの

- 生活費を渡さない
- 外で働くことを妨害する など

相談件数と認知件数の推移



(広島県こども家庭センター・広島県警察本部資料)



パープルリボンは、女性に対する暴力根絶運動のシンボルマークです。



DV被害者の支援と相談窓口

たとえ、配偶者や恋人、パートナーであっても、暴力をふるうことは絶対に許されません。もしもDVで悩んでいるなら、ひとりで悩まず相談してください。

配偶者暴力相談支援センター

- 相談
- 緊急時の一時保護
- 就業、住宅など自立に関する情報提供
- 保護命令の申立支援

警察

- 相談
 - 暴力の制止
 - 被害者の保護
 - 被害発生防止・必要な措置、援助
- (※緊急の場合は110番通報)

広島県内の配偶者暴力相談支援センター ※各市町にも相談窓口があります。

名称	相談日時など	電話番号
広島県西部こども家庭センター	月～金 / 10:15～17:00 (祝日・12/29～1/3は休み)	082-254-0391
広島県東部こども家庭センター		084-951-2372
広島県北部こども家庭センター		0824-63-5181(代)(内線2312)
広島市配偶者暴力相談支援センター	月～金 / 10:00～17:00 (祝日・8/6・12/29～1/3は休み)	082-545-7498
休日・夜間電話相談(広島県)	月～金 / 17:00～20:00 土・日・祝日 10:00～17:00 (12/29～1/3は休み)	082-254-0399
土・日DV電話相談(広島市)	土・日 / 10:00～17:00 (12/29～1/3は休み)	082-252-5578

警察

名称	相談日時など	電話番号
警察安全相談電話	月～金 / 8:30～17:15 (祝休日、12/29～1/3及び上記以外の時間は、 担当者以外が対応する場合があります)	082-228-9110 (プッシュ回線は#9110)

ストップ STOP!デートDV

交際相手からの暴力、いわゆる「デートDV」も、殴る・蹴るなどの身体に対する暴力だけではありません。交際相手に「他の異性と会話するな」などと命令したり、携帯電話の着信履歴やメールのチェック、交友関係や行動の監視など、相手の気持ちを考えずに、自分の思い通りに支配したり束縛したりしようとする態度や行動も、デートDVです。気づかないうちにデートDVを受けていたり、相手の気持ちを傷つけていたりすることもあります。

